

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤穂市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年赤穂市教育委員会訓令甲第4号。以下「認定に関する要綱」という。）第5条の規定による指導者の登録の別に、赤穂市の認定地域クラブ活動（以下「クラブ活動」という。）の継続及び推進を図るため、スポーツや文化芸術活動の実技に精通し、安全な指導ができる担い手（以下「指導者」という。）を確保し、登録する赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(指導者の業務)

第2条 指導者は、所属するクラブ活動において、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 選手への技術的指導
- (2) 練習方法の助言やアドバイス
- (3) 大会、練習試合等への引率及び指導
- (4) 事故防止のための安全管理
- (5) 事故が発生した場合の現場対応
- (6) 研修会等への参加
- (7) その他、所属するクラブ活動が指導者に希望する業務

(登録の要件)

第3条 人材バンクに登録する者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者（中等教育学校、高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学する者を除く。）
- (2) スポーツ又は文化芸術活動への関心及び指導に係る意欲を有し、市内のクラブ活動での指導等が可能な者
- (3) 赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者
- (4) 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど、指導者として不適格と認められる事由のない者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に該当しない者

(登録の申請等)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者は、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書兼誓約書（様式第1号）を、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、人材バンクへの登録の可否を決定し、登録するときは赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録決定通知書（様式第2号）により、登録しないときは赤穂市認定地域クラブ活動指導

者人材バンク登録却下通知書（様式第3号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により登録の審査を行うときは、当該申請者に対し、第1項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

4 前3項の規定は、登録の更新について準用する。

（登録の期間）

第5条 人材バンクの登録期間は、登録をした日から起算して5年を経過した日の属する年度の3月末日までとする。

（登録内容の変更）

第6条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第7条 登録者は、人材バンクの登録を解除しようとするときは、速やかに赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録解除届（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、人材バンクから当該登録者を取り消すものとする。

(1) 第3条各号に掲げる要件を満たさないと判明したとき。

(2) 登録後の指導等において、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪等があるなど、指導者として不適格と認められたとき。

(3) 登録者から前項の規定による登録の取消しに係る届出があったとき。

(4) おおむね1年間にわたり登録者と連絡が取れないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が登録者として不適格と認めたとき。

3 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録取消通知書（様式第7号）により、当該者に通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書兼誓約書

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

認定地域クラブ活動指導者人材バンクへの登録を受けたいので、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第 4 条の規定により次のとおり申請します。

申請区分	☐ 新規 ☐ 更新					写真 上半身・正面・脱帽 過去 3 か月以内に 撮影したもの	
フリガナ							
氏 名	印						
住 所	〒						
生年月日	年 月 日	年 齢	歳	性 別			
連 絡 先	TEL : (携帯) (自宅) E-mail :						
勤 務 先	住所 : 名称 :						
勤務先からの承認	☐ 了承済み ☐ 事業主のため確認不要 ☐ その他 ()						
指導可能な競技等							
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数						
	指導団体・年数						
保有資格・免許							
指導可能なレベル ※ 複 数 回 答 可	☐ 初心者（目安：はじめて取り組む） ☐ 中級者（目安：経験年数 1 ～ 3 年以内程度） ☐ 上級者（目安：県大会上位進出レベル）						
指導可能な地域	☐ 制限無し ☐ 市内 ☐ () 地区内 ☐ その他 ()						
指導可能な時間帯	☐ 平日 (曜日の : ～ :) ☐ 土曜午前 ☐ 土曜午後 ☐ 日曜午前 ☐ 日曜午後 ☐ 祝日						
指導者報酬の要否	☐ 報酬を希望する ☐ 可能であれば報酬を希望する ☐ 報酬は不要						
	※報酬を希望する場合の金額 _____円/月						
志 望 理 由							

上記の申請に当たり、別記の事項を遵守することを誓約します。

別記

- 1 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自ら当該行為を行わないとともに、参加生徒同士の当該行為も許しません。
- 2 次の各号のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 赤穂市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
 - (3) 過去に、暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

様式第2号（第4条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンクの指導者登録について、下記のとおり登録することとしましたので、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録番号

様式第3号（第4条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録却下通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会 

年 月 日付けで申請のあった認定地域クラブ活動指導者人材バンクの指導者登録について、下記の理由により却下しましたので、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 却下の理由

様式第4号（第6条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更届

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け赤 第 号で通知のあった認定地域クラブ活動指導者人材バンクの登録決定について、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号

2 変更の内容

項 目	変更前の内容	変更後の内容
氏 名		
住 所		
連 絡 先		
勤 務 先		
指導可能な競技等		
指導可能な競技等の活動歴・指導歴		
保有資格・免許		
指導可能なレベル		
指導可能な地域		
指導可能な時間帯		
指導者報酬の要否		

3 変更の理由

様式第5号（第6条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会 印

年 月 日付けで届出のあった認定地域クラブ活動指導者人材バンクの登録内容の変更について、下記のとおり決定しましたので、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 変更内容

2 変 更 日 年 月 日

様式第 6 号（第 7 条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録解除届

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け赤 第 号で通知のあった認定地域クラブ活動指導者人材バンクの登録決定について、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 解除を希望する理由

様式第7号（第7条関係）

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市教育委員会 

年 月 日付け赤 第 号により通知した認定地域クラブ活動指導者人材バンクの指導者登録について、下記のとおり取り消すこととしましたので、赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 登録番号

2 取消事由

赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱第7条第2項第 号の規定に該当するため

3 取消日 年 月 日